

1 収入金額等/所得金額に関する事項 (計算シート)

カ⑥ 給与所得の計算

1 給与等の収入金額

A 給与等の収入金額	
申告書の「1収入金額」の欄に「A」の金額を転記してください。	

2 給与所得控除後の給与等の金額

Aの金額	給与所得
～550,999円	0円
551,000円 ～1,618,999円	A-550,000円
1,619,000円 ～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ～1,799,999円	A÷4 (千円未満の端数切捨て) B×2.4+100,000円
1,800,000円 ～3,599,999円	B×2.8-80,000円
3,600,000円 ～6,599,999円	B×3.2-440,000円
6,600,000円 ～8,499,999円	A×0.9-1,100,000円
8,500,000円～	A-1,950,000円

1円未満の端数切り捨て

3 給与所得金額調整控除の計算

以下の(1)若しくは(2)のいずれか、又は両方に該当する場合は、それぞれの式により計算します。

- (1)給与等の収入金額が850万円を超え、本人・同一生計配偶者・扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、又は23歳未満の扶養親族がいる場合
- (2)給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

給与等の収入金額 (最高1,000万円)	円 D
D-850万円	円 E
所得金額調整控除額 E×0.1	円 F

1円未満の端数切り上げ

給与所得控除後の給与等の金額 Cの金額 (最高10万円)	円 G
公的年金等の雑所得の金額 キ⑦の金額 (最高10万円)	円 H
所得金額調整控除額 (G+H)-10万円	円 J

キ⑦ 公的年金等(雑所得)の計算

A 公的年金等の収入金額

申告書の「1収入金額」の欄に「A」の金額を転記してください。

年齢階層	公的年金の収入 A	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
		～10,000,000円	10,000,001円～20,000,000円	20,000,001円～
65歳以上 (昭和34年1月1日以前生まれ)	～3,299,999円	A-110万円	A-100万円	A-90万円
	3,300,000円～4,099,999円	A×75%-27.5万円	A×75%-17.5万円	A×75%-7.5万円
	4,100,000円～7,699,999円	A×85%-68.5万円	A×85%-58.5万円	A×85%-48.5万円
	7,700,000円～9,999,999円	A×95%-145.5万円	A×95%-135.5万円	A×95%-125.5万円
	10,000,000円～	A-195.5万円	A-185.5万円	A-175.5万円
65歳未満 (昭和34年1月2日以後生まれ)	～1,299,999円	A-60万円	A-50万円	A-40万円
	1,300,000円～4,099,999円	A×75%-27.5万円	A×75%-17.5万円	A×75%-7.5万円
	4,100,000円～7,699,999円	A×85%-68.5万円	A×85%-58.5万円	A×85%-48.5万円
	7,700,000円～9,999,999円	A×95%-145.5万円	A×95%-135.5万円	A×95%-125.5万円
	10,000,000円～	A-195.5万円	A-185.5万円	A-175.5万円

Aを上記の表にあてはめて計算し、算出された公的年金等に係る雑所得の金額を申告書の「2所得金額」の⑦に転記してください。

4 給与所得の金額

給与所得の金額 C-(F+J)	円 I
-----------------	-----

給与所得金額調整控除の金額がない場合は、「I」の金額を「I」に記入します。

算出された給与所得の金額を申告書の「2所得金額」の⑧に転記してください。

2 所得控除に関する事項 (計算シート)

⑥ 雑損控除額の計算 (災害・盗難等により資産に被害を受けた場合)

A 損害金額(合計)	円
B 保険金などで補てんされる金額	円
C A-B(差引損失額)	円
D 申告書の⑩+退職所得金額+山林所得金額 ※1	円
E D×0.1	円
F C-E	円
G Cのうち災害関連の支出額	円
H G-50,000円	円
I FとHのいずれか多い方の金額	円

申告書の「4所得から差し引かれる金額」の⑩に「I」の金額を転記してください。

※1 分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前)の合計額を加算します。

⑦-1 医療費控除額の計算 (セルフメディケーション税制控除との選択制)

A 支払った医療費	円
B 保険金などで補てんされる金額	円
C A-B	円
D 申告書の⑩+退職所得金額+山林所得金額 ※1	円
E D×0.05	円
F 100,000円とEのいずれか少ない方の金額	円
G 医療費控除額 C-F (最高200万円)	円

申告書の「4所得から差し引かれる金額」の⑪に「G」の金額を転記してください。

⑦-2 セルフメディケーション税制控除額の計算 (医療費控除との選択制)

A 支払った医療費	円
B 保険金などで補てんされる金額	円
C A-B	円
D セルフメディケーション税制控除額 C-12,000円 (最高88,000円)	円

申告書の「4所得から差し引かれる金額」の⑫に「D」の金額を転記し、「区分」に「1」を記入してください。

⑧ 配偶者控除及び配偶者特別控除額

納税者本人の所得金額	900万円以下			900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	⑧ 配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円	

  

所得金額(配偶者)	控除額		
	48万円超 95万円以下	33万円	22万円
95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
95万円超 101万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超 102万円以下	26万円	18万円	9万円
95万円超 103万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

申告書の「4所得から差し引かれる金額」の⑬～⑮に控除金額を転記してください。

⑨ 地震保険料控除額の計算

A 地震保険料のみの場合(合計)	円
B 地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合 ※2	円
C A-B	円
D 旧長期損害保険料のみの場合(合計)	円
E A+B	円
F C+D	円
G Fの金額	控除額
～5,000円	Fの金額
5,001～15,000円	F×0.5+2,500円
15,001円～	10,000円
H E×0.5+G	地震保険料控除額(最高25,000円)

申告書の「4所得から差し引かれる金額」の⑯に「H」の金額を転記してください。

※2 一つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等と長期損害保険契約のいずれにも該当する場合、いずれか一方を選択して控除額を計算します。

⑩ 生命保険料控除額の計算

平成23年12月31日以前に締結した契約は「旧契約」、平成24年1月1日以後に締結した契約は「新契約」です。保険契約の区分に応じて計算し、申告書の「4所得から差し引かれる金額」の⑰に「O」の金額を転記してください。

一般の生命保険料		個人年金保険料		介護医療保険料	
新契約に係る保険料(合計)	円 A	新契約に係る保険料(合計)	円 F	介護医療保険料(合計)	円 K
Aを計算式Iに当てはめて計算した金額 (最高28,000円)	円 B	Fを計算式Iに当てはめて計算した金額 (最高28,000円)	円 G	Kを計算式Iに当てはめて計算した金額 (最高28,000円)	円 L
旧契約に係る保険料(合計)	円 C	旧契約に係る保険料(合計)	円 H	DとEのいずれか大きい金額	円 M
Cを計算式IIに当てはめて計算した金額 (最高35,000円)	円 D	Hを計算式IIに当てはめて計算した金額 (最高35,000円)	円 I	DとEのいずれか大きい金額	円 N
B+D (最高28,000円)	円 E	G+I (最高28,000円)	円 J	L+M+N (最高70,000円)	円 O

計算式I(新契約)		計算式II(旧契約)	
A、FまたはKの金額	控除額の計算式	CまたはHの金額	控除額の計算式
～12,000円	A、FまたはKの金額	～15,000円	CまたはHの金額
12,001円～32,000円	(A、FまたはK)×0.5+6,000円	15,001円～40,000円	(CまたはH)×0.5+7,500円
32,001円～56,000円	(A、FまたはK)×0.25+14,000円	40,001円～70,000円	(CまたはH)×0.25+17,500円
56,001円～	28,000円	70,001円～	35,000円

1円未満の端数切り上げ